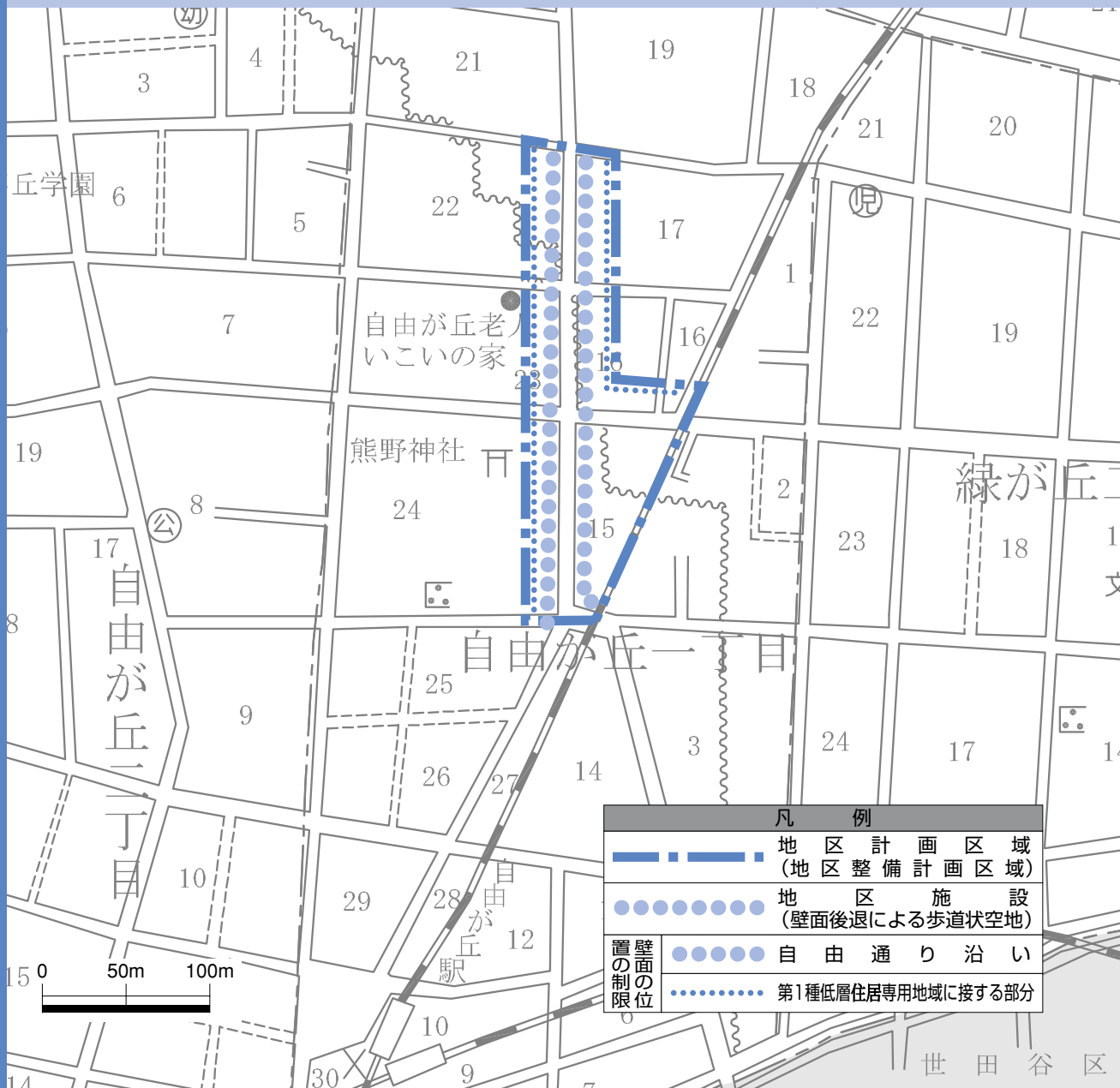


自由が丘 睦坂沿道地区 地区計画

目黒区では、昭和63年より自由が丘睦坂沿道地区における地区計画によるまちづくりを提案してきました。

一方地元では昭和63年に「自由が丘睦会商店街街づくり協定」を締結し、自主的な街づくりをすすめるとともに、平成3年12月に「街づくり協議会」を設立し、具体的な地区計画の内容について検討を重ねた結果、平成4年7月に「まちづくり提案書」を区に提出しました。区ではこの提案書をもとに原案を作成し、法定の手続きを経て、平成6年4月19日付で地区計画として告示しました。このパンフレットは、その具体的な内容をお知らせするものです。



地区整備計画の内容

1

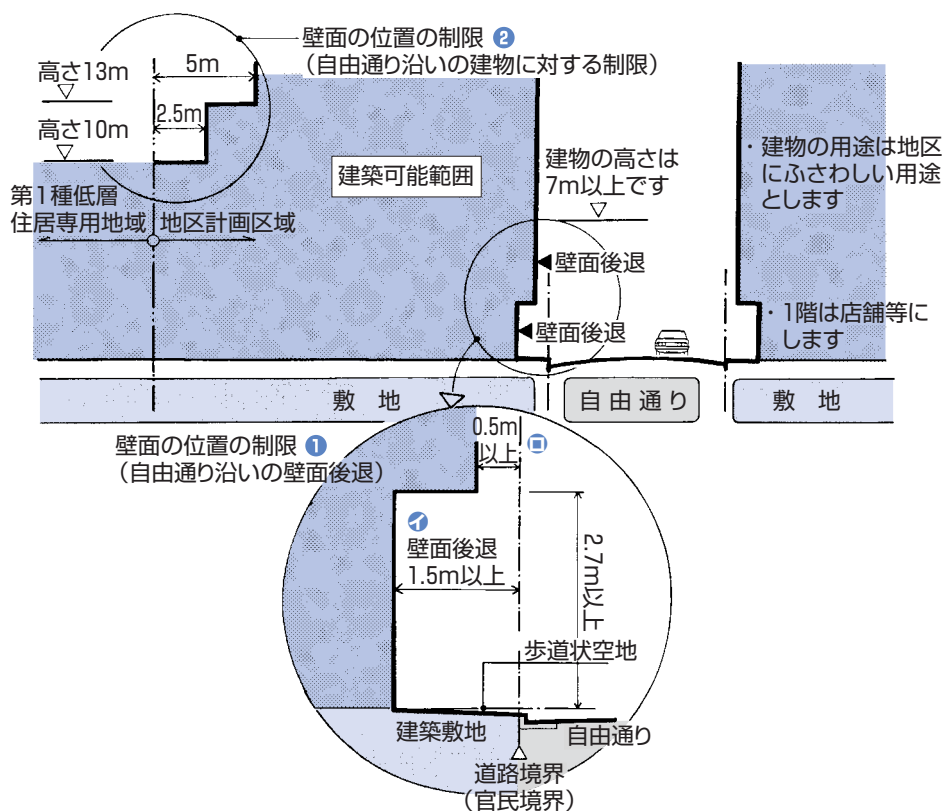
建物の用途制限

地区の環境条件にふさわしい住宅と商店の調和のとれた街づくりを行うため、次の建物の用途は制限されます。

- ボーリング場、スケート場又は水泳場
- ホテル又は旅館
- 自動車教習所
- 畜舎(15m²を超える)
- 倉庫業を営む倉庫
- 風俗営業等



また、自由通り沿いについては商店等を中心に形成するため、建物の1階部分は住宅等の居室を制限します。



2

容積率の最高限度

建物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度は敷地により次のように制限されます。

- 自由通り沿いの敷地は300% (対象となる敷地は自由通りに、2m以上接する敷地です。なお、路地状敷地は除きます。)
- その他の敷地は200%

3

建物の高さ

景観や街並みの形成に配慮するため、自由通り沿いの建築物の高さの最低限度を7mとします。

4

壁面の位置の制限

- ①安全で快適な歩行者空間を形成するため自由通り沿いの建築物については、
 - ①高さ2.7m以下の部分については1.5m以上、
 - ②高さ2.7mを超える部分については0.5m以上の壁面後退を行います。
 ※なお、地元では、街づくり協定により自由通り沿いの壁面後退をした部分については、歩道状空地として、常に良好な状態に保つためのルールを定めています。
- ②周辺の住宅地への影響を考慮し、自由通り沿いの建築物は、第1種低層住居専用地域から5mの範囲について壁面の位置を制限します。

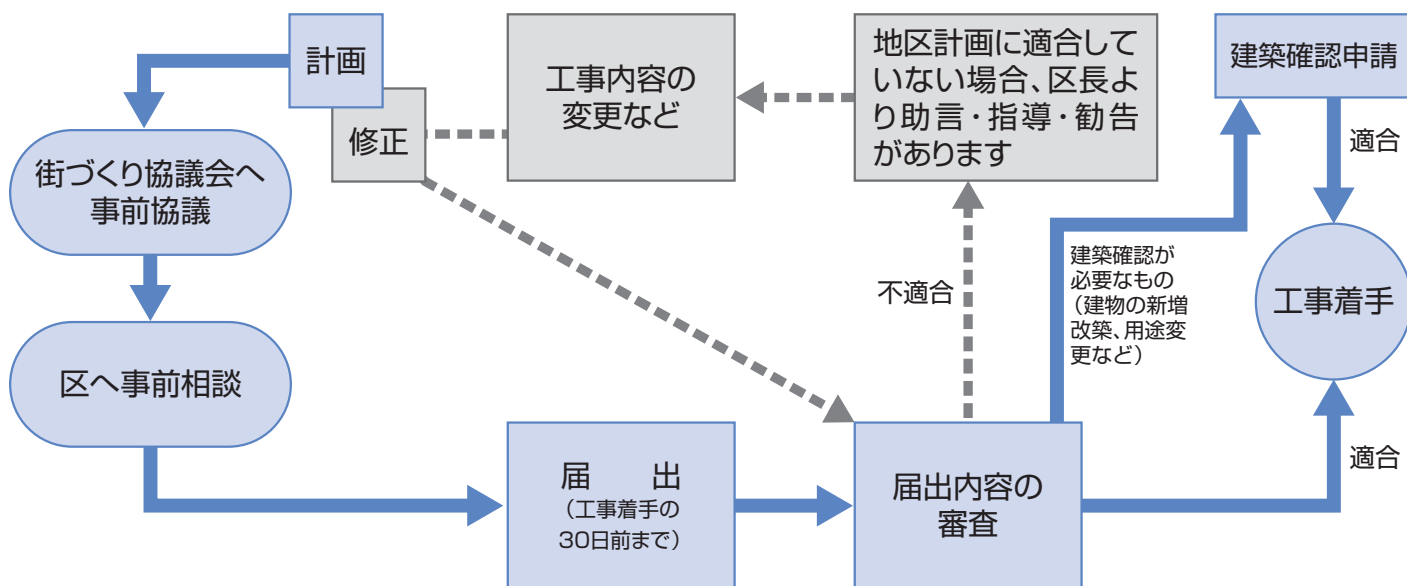
5

建物や看板等の色・形

建築物等の色彩は周囲の環境と調和した落ちつきのある色調とします。

※なお、地元でも街づくり協定によりきめ細かなルールを定めています。

手続きの流れ —事前相談から工事着手まで—



自由が丘睦坂沿道地区で建物の建築等を行う皆様へ……自由が丘睦坂地区街づくり協議会からのお知らせ

自由が丘睦坂沿道地区では、周辺住宅地と調和した商店街の活力ある健全な発展および良好な住環境の維持、保全を図るため、地区の関係者（商店街会員、住民、土地・建物所有者、地元関係団体代表）が街づくり協議会を設立し、活動しております。

街づくり協議会では、「自由が丘睦坂沿道地区地区計画」を活かした地区の永続的な発展を願い、「自由が丘睦坂地区街づくり協定」を制定し、建物の形態や私有地歩道の維持管理等について具体的に定め街づくり活動を進めております。

街づくり協定では、建物の新築・増改築等を計画するものは、建築確認申請以前に計画の概要書および必要図面等を街づくり協議会に提出説明し、了承を得ることとなっております。

つきましては、当地区で建物の建築等を計画している方は、事前に街づくり協議会へ、必ず連絡し、計画の概要書および必要図面等をご提出下さいますようお願い致します。

連絡先：自由が丘睦坂地区街づくり協議会

〒152-0035 目黒区自由が丘1-24-3 TEL 03(3718)5551